

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月13日
【会社名】	株式会社ピクルスコーポレーション
【英訳名】	PICKLES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮本 雅弘
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3
【電話番号】	04(2998)7771（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3
【電話番号】	04(2998)7771（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 三品 徹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 901,382,560円 オーバーアロットメントによる売出し 137,039,000円 （注）1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年10月5日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年10月5日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	554,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成29年10月13日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成29年10月13日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、80,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成29年10月23日(月)から平成29年10月26日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	554,800株	901,382,560	
計(総発行株式)	554,800株	901,382,560	

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成29年10月5日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1、2	- （注）3	100株	自 平成29年10月27日(金) 至 平成29年10月30日(月) （注）4	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年11月2日(木)

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年10月23日（月）から平成29年10月26日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.pickles.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年10月20日（金）から平成29年10月26日（木）までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年10月23日（月）から平成29年10月26日（木）までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年10月23日（月）の場合、申込期間は「自 平成29年10月24日（火） 至 平成29年10月25日（水）」

発行価格等決定日が平成29年10月24日（火）の場合、申込期間は「自 平成29年10月25日（水） 至 平成29年10月26日（木）」

発行価格等決定日が平成29年10月25日（水）の場合、申込期間は「自 平成29年10月26日（木） 至 平成29年10月27日（金）」

発行価格等決定日が平成29年10月26日（木）の場合、上記申込期間のとおり、

となりますので、ご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成29年11月6日(月)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 所沢支店	埼玉県所沢市御幸町1番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	342,800株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	82,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	80,000株	
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	50,000株	
計		554,800株	

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
901,382,560	5,999,000	895,383,560

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年10月5日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額895,383,560円については、550,000,000円を平成30年8月末までに佐賀工場の設備投資資金に、残額を平成31年2月末までに金融機関からの借入金返済の一部に充当する予定であります。

上記手取金は、実際の充当時期までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

佐賀工場の設備投資計画については、平成28年11月29日時点において投資予定金額は850,000,000円であり、自己資金及び平成28年11月29日付の取締役会決議における自己株式処分による調達資金の一部を充当する予定でありました。しかしながら、人件費及び資材費等の建設費が高騰したことや省力化のための生産設備の導入により、当初の計画を変更し、平成29年10月13日現在、投資予定金額は1,400,000,000円となっております。今回の自己株式の処分による調達資金は、当該増額分に対応するものであります。

当社の設備投資計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

なお、平成28年11月29日付の取締役会決議における自己株式処分により、手取概算額合計1,045,646,800円を調達しております。そのうち、平成30年2月末までに849,000,000円を佐賀工場(注1)の設備投資資金に、平成29年11月末までに196,646,800円を生産能力の向上及び生産設備の改修のための設備投資資金に充当する予定でありました。しかしながら、佐賀工場については人件費及び資材費等の建設費が高騰したことや省力化のための生産設備の導入等を考慮し設計を見直したこと、生産能力の向上及び生産設備の改修についてはそれぞれのプラン等を見直したことにより、当初の計画が変更になりました。これに伴い支出予定時期をそれぞれ平成30年5月末(注2)及び平成31年6月末に変更しております。

(注1)平成28年11月29日において未定であった九州における新工場の名称は、佐賀工場に決定しております。

(注2)現在計画している佐賀工場における設備投資に係る支出予定時期は、平成30年8月末までに支払いの完了を予定しておりますが、平成28年11月29日付の取締役会決議における自己株式の処分による調達資金で予定していた佐賀工場への充充分につきましては、平成30年5月末までに充当される予定です。

## 第2 【売出要項】

## 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	80,000株	137,039,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.pickles.co.jp/>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成29年10月5日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成29年 10月27日(金) 至 平成29年 10月30日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日 興証券株式 会社及びそ の委託販売 先金融商品 取引業者の 本店並びに 全国の各支 店及び営業 所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月13日(金))現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成29年11月6日(月)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

## 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、80,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)につき、S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として貸株人より付与されます。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C 日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

S M B C 日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、S M B C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人から S M B C 日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年10月23日(月)の場合、「平成29年10月26日(木)から平成29年11月24日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年10月24日(火)の場合、「平成29年10月27日(金)から平成29年11月24日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年10月25日(水)の場合、「平成29年10月28日(土)から平成29年11月24日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年10月26日(木)の場合、「平成29年10月31日(火)から平成29年11月29日(水)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である東海漬物株式会社、荻野芳朗、影山直司、大羽邦明及び大羽恭史は、S M B C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C 日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。


なお、上記のいずれの場合においても、S M B C 日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
  - 1 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.pickles.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
  - 2 募集又は売出しの公表後における空売りについて
    - (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注1)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うことはできません。
    - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注1)に係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注)1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

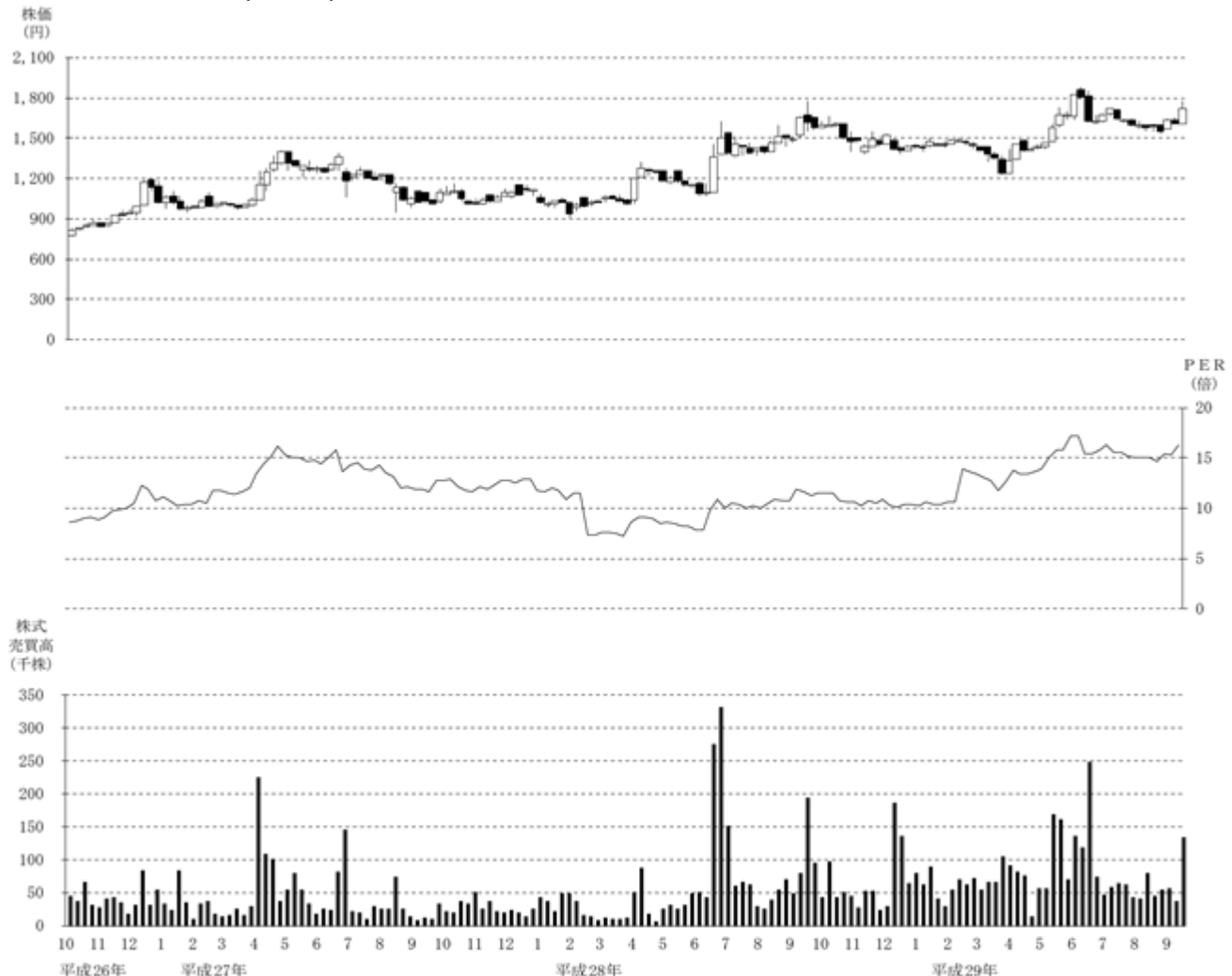


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成26年10月13日から平成29年9月29日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成26年10月13日から平成27年2月28日については、平成26年2月期有価証券報告書の平成26年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年3月1日から平成28年2月29日については、平成27年2月期有価証券報告書の平成27年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年3月1日から平成29年2月28日については、平成28年2月期有価証券報告書の平成28年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年3月1日から平成29年9月29日については、平成29年2月期有価証券報告書の平成29年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

### 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年4月13日から平成29年10月5日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成29年10月13日）現在、以下のとおりであります。

#### （1）重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
佐賀工場	佐賀県 三養基郡 みやき町	生産設備 (建屋、生産 機械)	1,400	125	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)2	平成29年 3月	平成30年 3月	日産5万パック
千葉工場	千葉県 八街市	生産設備 (増床)	370	116	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)3	平成28年 12月	平成30年 3月	日産2万パック 増加
宮城ファクトリー	宮城県 加美郡 加美町	生産設備 (増床、排水 処理施設)	410	-	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)3	平成29年 3月	平成30年 9月	日産2万パック 増加
中京工場	愛知県 瀬戸市	生産設備 (増床)	410	-	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)3	平成29年 3月	平成31年 3月	日産2万パック 増加
福島工場	福島県 本宮市	生産設備 (増床)	50	0	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)3	平成29年 3月	平成30年 4月	保管スペース 拡大
湘南ファクトリー	神奈川県 平塚市	生産設備 (排水処理施 設)	35	-	自己資金及び 自己株式処分 資金 (注)3	平成29年 4月	平成30年 4月	50t / 日処理能 力増加

(注)1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 平成28年11月29日付の取締役会決議における自己株式の処分による調達資金及び今回の自己株式の処分による調達資金であります。

3 平成28年11月29日付の取締役会決議における自己株式の処分による調達資金であります。

4 九州工場は佐賀工場に名称を変更しております。

5 大宮ファクトリーにおける生産設備（設備改修）に関する設備投資（投資金額15百万円）については、平成29年5月に完了しております。

6 関西地区の新工場建設計画は会社取得による方法を含め、平成30年2月期に向け引き続き進行中ではありますが、本調達資金の資金用途には含まれておりません。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）の提出日（平成29年5月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成29年10月13日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年6月1日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円 総額128,512,032円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、荻野芳朗、宮本雅弘、影山直司、蓼沼茂、三品徹、藤原秀次郎及び萩野頼子の7氏を選任する。

第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容改定の件

取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）	
第1号議案	39,965	1,464	0	（注）1	可決	94.80
第2号議案						
荻野 芳朗	39,935	1,494	0	（注）2	可決	94.73
宮本 雅弘	39,987	1,442	0	（注）2	可決	94.85
影山 直司	39,986	1,443	0	（注）2	可決	94.85
蓼沼 茂	39,984	1,445	0	（注）2	可決	94.85
三品 徹	39,983	1,446	0	（注）2	可決	94.84
藤原 秀次郎	39,974	1,455	0	（注）2	可決	94.82
萩野 頼子	39,979	1,450	0	（注）2	可決	94.83
第3号議案	39,382	2,048	0	（注）1	可決	93.42

（注）1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）及び四半期報告書（第42期事業年度第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年10月13日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。

下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更箇所及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罰で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成29年10月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

#### 「事業等のリスク」

当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生の可能性を認識した上で事業展開を行っております。

##### (1) 原材料の調達及び価格の変動について

当社グループは、主要製品の原材料である白菜、胡瓜等の国産野菜を、主に契約栽培による調達や、産地の分散を図る等、年間を通じた数量及び価格の安定に取り組んでおります。

しかしながら、原材料産地における多雨や日照不足のような異常気象等の影響により、国産野菜の生育不良や生育遅れが発生した場合には、必要な量の確保が困難になることによる販売機会の損失、仕入価格の高騰や歩留まりの悪化による製造コスト増加の可能性があります。当社グループでは、生産性の向上等の製造コストの削減や、国産野菜の調達可能量を考慮した製品構成に可能な範囲で調整を図る等の販売方法の見直し等により対策を行っておりますが、これらの対策で増加した製造コストを吸収できない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

特に近年は地球温暖化等の影響により異常気象の発生頻度が増加し、また発生時の規模も拡大しており、国産野菜の生育状況に長期間かつ広域に渡り影響を及ぼす可能性が高くなりつつあります。この場合、国産野菜の仕入価格が高止まりする等、製造コストの増加が長期化する可能性があります。当社において実施し得る対策には限界があることから、増加したコストを吸収できなかった場合、利益率の低下が長期間に渡ることや、この影響を受けている期間において営業損失等に陥る可能性があること等から、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 食品の安全性の問題について

当社グループは、ISO9001の取得やフードディフェンス等の取り組みにより、食品の安全性確保に努めております。

しかしながら、調達した原材料や製造工程において想定外の問題が発生した場合や、当社では対応できないような食の安全を脅かす社会全般にわたる問題が発生し当社グループが直接関係なくとも風評等によるイメージ低下の事態をもたらした場合には、消費者の購買意欲の低下等から当社グループ製品の売上減少につながり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 法的規制等の影響について

当社グループは、食品衛生法、製造物責任法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、不正競争防止法等の様々な法令の適用を受けており、これらの法令に対する遵守体制の構築に取り組んでおります。

しかしながら、現存する法的規制の強化や新たな規制がなされた場合には事業活動が制限される可能性や新たな設備投資等のコスト負担が必要となる可能性があり、また、法令違反を含むコンプライアンス上の問題が生じた場合にはその対応のための費用がかかることで利益率が低下することにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 設備投資について

当社グループは、市場動向や販売先の動向等を勘案し、全国への製品の供給体制を強化するため、新工場の新設や既存工場の生産設備の更新等を実施しております。

今後、新工場の設立等の設備投資が計画通りに進まなかった場合又は想定しているような生産数量の規模拡大を図れない場合には、販売機会の損失や、減価償却費の負担による利益率の低下等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 固定資産の減損について

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。

減損会計を適用していることから、今後、工場等の収益性や保有資産の市場価格が著しく低下したことにより回収が見込めなくなった場合、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 企業買収について

当社グループは、成長戦略のひとつとして、既存事業及び関連事業分野における企業買収を検討・実施しており、これにより企業価値の向上と成長の加速を目指しております。

企業買収の実施に当たっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、企業買収後における事業環境の変化等、想定外の事態が発生し、計画どおりに業績が推移しないことなどにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) のれんについて

当社グループは、M & Aに伴い発生したのれんを計上しております。当該のれんにつきましては、それぞれの事業価値及び事業統合によるシナジー効果が発揮された場合に得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 特定の得意先等への高い依存度について

当社グループの(株)セブン&アイ・ホールディングスグループ（同社及び同社の関係会社）への売上の全体に対する割合は次のとおりであります。当社グループは、当該取引先との安定的な取引を確保できるように努めてまいります。

しかしながら、当該取引先の経営施策や取引方針等の変更によっては、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前連結会計年度 (平成28年2月期)		当連結会計年度 (平成29年2月期)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)セブン - イレブン・ジャパン	4,382,501	14.5	4,402,119	12.3
(株)イトーヨーカ堂	2,492,061	8.3	2,678,473	7.5
その他(株)セブン&アイ・ホールディングスグループ	1,885,310	6.3	2,220,562	6.2
合計	8,759,873	29.1	9,301,155	26.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (9) 海外への生産委託について

当社グループは、一部製品について韓国等の海外の企業に対して生産委託を行い、日本国内で販売を行っております。

これらの国での景気動向や政治的問題、食品の安全性に関する問題の発生等により、委託した製品の納品遅延等による販売機会損失や、製造・物流コストの上昇による利益率の低下につながる可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 競合会社について

食品業界においては、様々な競合会社が存在し、また、異業種からの新規参入等の潜在的な競合リスクも存在します。そのため、当社グループにおいて、商品開発やコスト削減等の競合会社への対応が遅れた場合、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 東海漬物㈱との関係について

東海漬物㈱は、当社の議決権比率の21.86%(平成29年2月期末)を保有する当社のその他の関係会社であります。当社グループは、販売先からの要請に応じるため、東海漬物㈱から製品の仕入れを行っており、取引内容は、次のとおりであります。

なお、取引価格は一般取引先と同様に個別の協議により決定しております。役員の兼務や出向者の受入れ等の人的関係はありません。当社は、事業活動において東海漬物㈱からの制約はなく、独自の経営判断を行っており、独立性は確保されていると認識しております。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	東海漬物㈱	愛知県豊橋市	202,000	漬物製造業	(被所有)直接21.86	同社商品の仕入	漬物の仕入	255,570	買掛金	51,342

(注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入については一般取引先との条件を参考に交渉の上決定しております。

## (12) 地震・台風等の自然災害について

当社グループは、日本全国に工場等の事業拠点を有しております。大規模な地震・台風等の自然災害の発生により事業拠点または近隣の社会インフラが甚大な被害を受けた場合や、当社グループの施設が破損するような被害を受けた場合には、生産の遅延、停止や復旧等による販売機会損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 情報システムについて

当社グループは、システムにより管理している生産・販売・会計・人事等の重要な情報の漏えいや改ざん等を防止するため、情報管理体制の徹底やシステム障害等に対する対策を講じております。

しかしながら、地震等の自然災害、長期間にわたる停電やコンピューターウイルスの感染等想定を超える事象によりシステム障害等が発生した場合、生産の停止等による販売機会損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (14) 業績の季節変動について

当社グループは、主要製品の販売動向や原材料の仕入価格等の影響により、相対的に第1四半期と第2四半期に利益が偏重する傾向があります。四半期毎の売上高及び営業損益は次のとおりであります。

## 第40期連結会計年度(平成28年2月期)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高 (千円)	7,683,652	8,052,919	7,370,348	7,045,804
構成比 (%)	25.5	26.7	24.4	23.4
営業利益 (千円)	269,242	364,345	114,111	183,796
構成比 (%)	28.9	39.1	12.3	19.7

## 第41期連結会計年度(平成29年2月期)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高 (千円)	9,330,094	9,612,485	8,457,961	8,401,015
構成比 (%)	26.1	26.8	23.6	23.5
営業利益又は営業損失( ) (千円)	481,318	397,992	215,046	116,045
構成比 (%)	61.7	51.0	27.6	14.9

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第41期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年9月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第2四半期)	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月5日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月30日

株式会社 ピックルスコーポレーション

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピックルスコーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスコーポレーション及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピックルスコーポレーションの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ピックルスコーポレーションが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

株式会社 ピックルスコーポレーション

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピックルスコーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスコーポレーションの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月5日

株式会社ピクルスコーポレーション

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 洋 一 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクルスコーポレーションの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクルスコーポレーション及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。